

<平成 29 年 11 月 18 日改訂>

(下線部は変更箇所)

| 新（変更後）  | 旧（変更前）  |
|---|---|
| <p><b>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</b></p> <p><b>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</b></p> <p>1. ～7 (略)</p> <p>8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>(略)</p> <p><u>■ステート・ストリート銀行(State Street Bank and Trust Company)</u><br/><u>銀行業（ボストン連邦準備銀行による監督）</u></p> <p>9. ～10 (略)</p> <p><b>III. 取引説明ガイド</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下のようになっております。</p> <p>(略)</p> <p>(16) 外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます。）施行令第 12 条第 3 項各号及び同法施行規則第 15 条各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等）に該当しないこと</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p><b>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</b></p> <p><b>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</b></p> <p>1. ～7 (略)</p> <p>8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9. ～10 (略)</p> <p><b>III. 取引説明ガイド</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下のようになっております。</p> <p>(略)</p> <p>(16) 外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます。）施行令第 12 条第 3 項各号及び同法施行規則第 15 号各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等）に該当しないこと</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |